

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内

1 目的

国の経済対策を踏まえ、障害福祉の現場で働く方々の賃金改善に向けた必要な経費を支援します。

2 概要

対象期間 R4.2月～9月の福祉・介護職員の賃金改善分

補助金額 各事業所の「総報酬」にサービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

※対象サービス及び交付率については、別紙1に記載しています。

対象職種 福祉・介護職員

※その他の職員の処遇改善にこの交付金の収入を充てることもできます。

3 要件

以下の要件のいずれにも当てはまる事業所（※交付金の申請は、法人単位になります。）

①福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること。

◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。

②令和4年2月分から賃金改善を開始すること。

◆3月から賃金改善を開始した場合は、2月分を3月分とまとめて支給すること。

③交付金の全額を賃金改善に充てる、かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること。

◆ベースアップ等とは「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げのこと。

◆ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、交付金の額を上回る賃金改善を行うこと。

4 交付までの流れ

① R4.2月又は3月：県に「様式1 賃金改善開始報告」を提出 提出期限：R4.2.28又は3.31
 ・法人単位で提出してください。
 ・提出先：障がい者支援課サービス向上班
 ・提出方法：メール 【アドレス】 syogaifukushiservice@pref.kumamoto.lg.jp

② R4.4月：県に「処遇改善計画書（様式2-1、2-2）」を提出 提出期限：R4.4.15
 ・法人単位で提出してください。
 ・提出先：熊本県福祉・介護職員処遇改善支援事業コールセンター
 ・提出方法：メール 【アドレス】 syougai@k-kaizen.com

③ R4.6月ごろ：補助金交付対象事業者決定
 ・県から補助金交付事業者決定通知を法人宛に発送します。

④ R4.6月～：補助金支払開始（R4.6月～11月）
 ・R4.2月～4月の3か月分は6月末、5～9月分はそれぞれ翌々月に振り込まれる予定です。
 ※報酬を債権譲渡している事業所や障害児入所施設は県から、それ以外の事業所は国保連から振込

⑤ R5.1月：県に「処遇改善実績報告書（様式3-1、3-2）」を提出 提出期限：R5.1.31
 ・法人単位で提出してください。
 ・提出方法：メール ※提出先・アドレスは別途、お知らせします。
 ※賃金改善未実施等に差額が生じた場合は、交付金の返還等が必要となります。

問い合わせ先

・制度に関すること

厚生労働省社会 コールセンター

電話番号：03-5253-1111（内線：3698・3699）

・交付金の手続きに関すること【R4.4.1～】

熊本県処遇改善支援コールセンター

電話番号：096-382-1405

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付率

サービス区分	交付率
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 	3.6%
<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 	1.1%
<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 ・短期入所 ・療養介護 	2.6%
<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) 	1.7%
<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援 ・就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型 	1.3%
<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助(介護サービス包括型) ・共同生活援助(日中サービス支援型) ・共同生活援助(外部サービス利用型) 	2.4%
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 	1.9%
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設 	3.5%
【交付対象外】 就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援	